

一般事業主行動計画

令和 7 年 12 月 1 日

倉地社会保険労務士事務所 代表 倉地 宣典

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を 50%以上にする

女性社員・・・取得率を 100%にする

<対策>

- 令和 8 年 1 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和 8 年 3 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：令和 8 年 6 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 8 年 2 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 8 年 3 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 8 年 6 月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年 1 回）及び社員への周知

以上